

『安心ペットライフ信託』

もしものとき、あなたに代わってペットを生涯守ります。



あなたが長期の入院などで自宅を離れるとき…
あなたのペットはどうなるんでしょう。
今からペットを飼いたいけれど、その後が不安…
『安心ペットライフ信託』は、そんなお悩みを解決します。
ペットのために用意したお金を、もしものときに新しい
飼い主さん、信頼できるホームへ定期的にお渡しし、
そのお金でペットのお世話をさせていただきます。

～こんな人へ安心を届けたい～

- ◆ 病気やけが・認知症で介護が必要になったり、病院・老人ホームに入所することになったとき
- ◆ ご自身が亡くなった後のペットことが心配…
- ◆ これからもペットと触れ合いたいけれど、自分よりもペットが長生きするかもしれない…
- ◆ 相続人が財産分けで揉めてしまったとき、誰がペットの面倒を見てくれるのか心配…

**あなたの想いを受け止めて
『ライフアシスト』がペットの目線に立ったサポートをいたします。**



実例のご紹介



トイプードルと暮らす70歳男性の例

依頼者：横浜市在住のトイプードル3歳と暮らす70代男性

奥さんが昨年亡くなり、長男は九州に住んでおり、横浜には戻ってくる予定がありません。ペットを飼いたいけれど、自分の年齢からみて最後まで飼いつける自信がないと悩んでいます。そんな時『安心ペットライフ信託』のチラシを見てライフアシストに相談しました。相談した結果、自分が元気なうちは、自分で面倒をみて、老人ホームに入ったり、亡くなったときは、里親さんや預かりさんを探してもらって信託契約をすることに決めました。信託財産の管理者は、九州在住の長男。定額の飼育料のほか、病気になったときの治療費は別途里親さんや預かりさんに支払う契約とし、これからも安心してトイプードルと老後を過ごせると相談してよかったと思っています。

信託財産の目安：約300万円



猫2匹と暮らす50歳女性の例

依頼者：世田谷区在住の猫2匹と暮らす50代女性

現在、猫2匹と同居中。お父様が亡くなり、お母様はご高齢、兄弟には猫ちゃんの世話をしてもらうのは申し訳ないと思い、自分が何かあったときどうしたらいいかと「ライフアシスト」にご相談がありました。元気なうちは、自宅で面倒を見て、何かあったときは老猫ホームに預けることが希望です。信託契約締結後、自分で面倒をみれる間は無償、自分以外の管理者が面倒をみるようになった時は老猫ホームに預けることとし、信託報酬として月〇円支払う契約をしました。『安心ペットライフ信託』を契約したことで、ペットが路頭に迷うような事態は免れられると安心して生活しております。

信託財産の目安：約500万円

Q&A①

Q.誰かに頼んでも、きちんとペットの面倒を見てくれるか不安です。

A.「信託監督人」という制度があります。信託では、預けた財産が、きちんとペットのために使われているかを監視する「信託監督人」を任意で定めることができます。この制度を利用すれば、法律で定められた権限に基づいて、第三者に財産管理の監督をしてもらうことができます。

Q&A②

Q.遺言で「相続」するのと「信託」するのと何が違う？

A.「相続」の場合、財産は相続人が自由に処分できるので、ペットについて約束していても、確実に守られるかわかりません。「信託」では、約束で守られた目的の範囲内でしか財産を処分することができません。また、相続人が破産した場合でも、「信託」では財産は残り、引き続き約束で定められた目的のために使われます。

Q&A③

Q.ペットが死亡した後、財産はどうなりますか。

A.ペットが死亡した後の財産の行き先もあらかじめ決めておくことができます。もとどおり、飼い主様にお戻しすることも可能です。また、飼い主様がすでに亡くなっていた場合には、相続人に相続させることもできますし、動物愛護団体等に寄付するよう指定することもできます。

ペットと人が楽しく暮らす賃貸住宅をコンサルティングする



- 横浜本社 神奈川県横浜市西区北幸2-1-22 ナガオカビル6F
- 東京本店 東京都渋谷区神宮前5-25-1 原宿M O Eビル3F

安心ペットライフ信託のお問合せ

➡ TEL : 045-328-3774

信託・相続に関するお手伝いをする



佐藤 新総合法律事務所
SATO New Law Offices

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地3 麹町KSスクエア1階
TEL : 03-6272-3971 FAX : 03-3511-7705